



## 8月から被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証の有効期限は、令和3年7月31日（土）までとなっています。

8月1日（日）から使用できる被保険者証（紫色）は、7月下旬に市国保年金課から送付します。有効期限は令和4年7月31日（日）までの1年間となっています。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります。

8月1日以降に受診される場合は、新しい被保険者証（紫色）を医療機関の窓口で提示してください。

7月31日までに新しい被保険者証（紫色）が届かない場合は、市国保年金課までお問い合わせください。

### ◆被保険者証の自己負担割合

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1割または3割です。

毎年、前年の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。

自己負担割合は通常1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の**住民税課税所得が145万円以上\***である場合には、3割となります。

ただし、住民税課税所得が145万円以上であっても、次の1または2に該当する場合は、市国保年金課へ申請すれば、自己負担割合は1割となります。

#### 1. 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合

同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満

#### 2. 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合（次の①または②に該当）

①本人の収入が383万円未満

②本人と同じ世帯の70歳～74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

\*住民税課税所得が145万円以上であっても、前年の12月31日現在において、被保険者が世帯主であり、かつ、同じ世帯に合計所得金額が38万円以下である19歳未満の世帯員がいる場合  
→被保険者の住民税課税所得から、16歳未満は1人当たり33万円、16歳以上19歳未満は1人当たり12万円をそれぞれ控除した後の額が145万円未満となる時は、自己負担割合は1割となります（届出は不要）。

\*住民税課税所得が145万円以上であっても、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者と同じ世帯の被保険者全員の旧たし書所得（総所得金額等から43万円を控除した金額）の合計額が210万円以下の場合、自己負担割合は1割となります（届出は不要）。

お問合せ：市国保年金課 ☎ 25-9722

後期高齢者医療お問合せセンター ☎ 092-651-3111

### ◆保険料額の算出方法

個人ごとの保険料は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等《※注1》に応じて負担する「所得割額」との合計になります。

<b>保険料額</b> (年額) ※10円未満切り捨て	=	<b>均等割額</b> 55,687円	+	<b>所得割額</b> (総所得金額等《※注1》-基礎控除額《※注2》 ×10.77% (所得割率)
-----------------------------------	---	------------------------	---	--

《※注1》「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入-公的年金等控除」、「給与収入-給与所得控除額」、「事業収入-必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。

《※注2》「基礎控除額」とは、合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円ですが、2,400万円を超える場合は異なります。

### ◆令和3年度の保険料軽減措置

◇世帯の所得状況に応じて、均等割額を軽減します。これまで特定により緩和されていた7.75割軽減については、令和3年度から本則どおりの7割軽減になります。

対象者の所得要件 同一世帯《※注3》の被保険者および世帯主の 軽減対象所得金額《※注4》の合計額	軽減割合 (軽減後の均等割額の年額)	
	本則	令和3年度
43万円(基礎控除額) + 10万円×(給与所得者等の数-1)《※注5》以下	7割	7割 (16,706円)
43万円(基礎控除額) + 28.5万円×被保険者数 + 10万円×(給与所得者等の数-1)《※注5》以下	5割	5割 (27,843円)
43万円(基礎控除額) + 52万円×被保険者数 + 10万円×(給与所得者等の数-1)《※注5》以下	2割	2割 (44,549円)

《※注3》「同一世帯」とは、4月1日時点（年度途中で75歳になる方、県外からの転入者等はその時点）の世帯が基準となります。

《※注4》「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同じですが、満65歳以上の方の公的年金は、「公的年金等収入-公的年金等控除-特別控除額15万円」となる等の例外があります。

《※注5》下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主が、給与所得または公的年金等に係る所得を有する場合に適用されます。

◇後期高齢者医療制度に加入する前日まで、**社会保険の被扶養者であった方は**所得割額はかかりません。また、制度加入時から2年間に限り、均等割額の軽減措置(5割軽減)を受けることができます(軽減後の保険料：年額27,843円)。なお、均等割額が7割軽減に該当する方は、7割軽減が優先となります。

### ◆保険料の詳細については、7月送付予定の「令和3年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。